

新潟県条例第31号

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県港湾管理条例の一部改正)

第1条 新潟県港湾管理条例(昭和38年新潟県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表船舶給水施設の項を次のように改める。

船舶給水施設	輸出取引等に係る使用	基本料金(執務時間内)	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に116円40銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に116円40銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に116円40銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に116円40銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)
				西港区 139円 32銭	東港区 116円 40銭			
			12月1日から3月31日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に172円6銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に172円6銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に172円6銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に172円6銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

			西港区 195円 27銭	東港区 172円 6銭			五入して得 た額)	五入して得 た額)
	加算料金 (執務時 間外)	水量1トンにつき	基本料金の0.5 倍の額	基本料金の0.5 倍の額	基本料金の0.5 倍の額	基本料金の 0.5倍の額	基本料金の 0.5倍の額	基本料金の 0.5倍の額
その他の 使用	基本料金 (執務時 間内)	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の 額を加えて得た 額 (1円未満の 端数があるとき は、これを四捨 五入して得た 額)	水道料金に128 円4銭を加えて 得た額 (1円未 満の端数がある ときは、これを 四捨五入して得 た額)	水道料金に128 円4銭を加えて 得た額 (1円未 満の端数がある ときは、これを 四捨五入して得 た額)	水道料金に 128円4銭を 加えて得た 額 (1円未 満の端数が あるときは、 これを四捨 五入して得 た額)	水道料金に 128円4銭を 加えて得た 額 (1円未 満の端数が あるときは、 これを四捨 五入して得 た額)	水道料金に 128円4銭を 加えて得た 額 (1円未 満の端数が あるときは、 これを四捨 五入して得 た額)
		12月1日から3月31日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の 額を加えて得た 額 (1円未満の 端数があるとき は、これを四捨 五入して得た 額)	水道料金に189 円27銭を加えて 得た額 (1円未 満の端数がある ときは、これを 四捨五入して得 た額)	水道料金に189 円27銭を加えて 得た額 (1円未 満の端数がある ときは、これを 四捨五入して得 た額)	水道料金に 189円27銭を 加えて得た 額 (1円未 満の端数が あるときは、 これを四捨 五入して得 た額)	水道料金に 189円27銭を 加えて得た 額 (1円未 満の端数が あるときは、 これを四捨 五入して得 た額)	水道料金に 189円27銭を 加えて得た 額 (1円未 満の端数が あるときは、 これを四捨 五入して得 た額)

			西港区 214円 80銭	東港区 189円 27銭			五入して得 た額)	五入して得 た額)
	加算料金（執務時 間外)	水量1トンにつき	基本料金の0.5 倍の額	基本料金の0.5 倍の額	基本料金の0.5 倍の額	基本料金の 0.5倍の額	基本料金の 0.5倍の額	

(新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(授業料)			(授業料)		
第5条の3 看護専門学校 ² の学生は、授業料年額 <u>19万円</u> を次の表に定めるところにより納めなければならない。ただし、学期の全期間にわたって休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。			第5条の3 看護専門学校 ² の学生は、授業料年額 <u>16万6,800円</u> を次の表に定めるところにより納めなければならない。ただし、学期の全期間にわたって休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。		
学 期	納 付 額	納 付 期 限	学 期	納 付 額	納 付 期 限
前 期	95,000円	(略)	前 期	8万3,400円	(略)
後 期	95,000円	(略)	後 期	8万3,400円	(略)
2	(略)		2	(略)	

(新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部改正)

第3条 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下

この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後				改正前				
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
区分	試験、検査等の種類	使用料等の額		区分	試験、検査等の種類	使用料等の額		
		単位	料金(円)			単位	料金(円)	
(略)				(略)				
4 飲料水の 水質試験	(1) 飲用井戸等の水質試験	(略)	<u>16,600</u>	4 飲料水の 水質試験	(1) 飲用井戸等の水質試験	(略)	<u>16,300</u>	
	(2) 理化学試験	ア (略)	(略)		(略)	ア (略)	(略)	(略)
		イ 複雑なもの	(略)		<u>3,600</u>	イ 複雑なもの	(略)	<u>3,500</u>
		ウ 特に複雑なもの	(略)		<u>6,000</u>	ウ 特に複雑なもの	(略)	<u>5,800</u>
	エ 特殊なもの	(略)	<u>25,900</u>		エ 特殊なもの	(略)	<u>25,600</u>	
	(3) 細菌学的試験	ア (略)	(略)		(略)	ア (略)	(略)	(略)
		イ 大腸菌試験	(略)		<u>2,100</u>	イ 大腸菌試験	(略)	<u>2,000</u>
5 河川水	(1) 理化学試験 ア (略)	(略)	(略)	5 河川水	(1) 理化学試験 ア (略)	(略)	(略)	

	等の 水質 試験	イ 複雑なもの ウ 特に複雑なもの エ 特殊なもの (2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ・ウ (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略)	<u>3,700</u> <u>5,600</u> <u>43,200</u> <u>730</u> (略)		等の 水質 試験	イ 複雑なもの ウ 特に複雑なもの エ 特殊なもの (2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ・ウ (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略)	<u>3,600</u> <u>5,400</u> <u>41,600</u> <u>700</u> (略)	
6	し 尿処 理施 設、 プー ル等 の水 質試 験	(1) 理化学試験 ア し尿処理施設放 流水試験 (ア) 水質試験 (イ) 精密水質試験 イ し尿浄化槽の放 流水試験 ウ プール又は海水 浴場の水質試験 (2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ・ウ (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	<u>7,200</u> <u>9,400</u> <u>3,500</u> <u>2,900</u> <u>730</u> (略)		6	し 尿処 理施 設、 プー ル等 の水 質試 験	(1) 理化学試験 ア し尿処理施設放 流水試験 (ア) 水質試験 (イ) 精密水質試験 イ し尿浄化槽の放 流水試験 ウ プール又は海水 浴場の水質試験 (2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ・ウ (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	<u>7,000</u> <u>9,100</u> <u>3,400</u> <u>2,800</u> <u>700</u> (略)
7	環 境試 験	(1) 一般環境試験 (2) 屋外環境試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの	(略) (略) (略) (略)	<u>510</u> <u>720</u> <u>4,400</u>		7	環 境試 験	(1) 一般環境試験 (2) 屋外環境試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの	(略) (略) (略) (略)	<u>500</u> <u>700</u> <u>4,200</u>

	ウ 特に複雑なもの	(略)	<u>6,400</u>		ウ 特に複雑なもの	(略)	<u>6,100</u>
	エ 特殊なもの				エ 特殊なもの		
	(ア) 環境における臭気濃度	1 検体 1 段階目の官能試験まで	<u>19,800</u>		(ア) 環境における臭気濃度	1 検体 1 段階目の官能試験まで	<u>19,100</u>
		官能試験が 1 段階増すごとに	<u>13,600</u>			官能試験が 1 段階増すごとに	<u>13,100</u>
	(イ) 排出口における臭気濃度	1 検体 1 段階目の官能試験まで	<u>8,300</u>		(イ) 排出口における臭気濃度	1 検体 1 段階目の官能試験まで	<u>8,000</u>
		2 段階目以降は 1 人のパネルが官能試験を 1 段階増すごとに	<u>760</u>			2 段階目以降は 1 人のパネルが官能試験を 1 段階増すごとに	<u>730</u>
	(3) 廃棄物の試験				(3) 廃棄物の試験		
	ア (略)	(略)	(略)		ア (略)	(略)	(略)
	イ 複雑なもの	(略)	<u>3,700</u>		イ 複雑なもの	(略)	<u>3,600</u>
	ウ 特に複雑なもの	(略)	<u>5,500</u>		ウ 特に複雑なもの	(略)	<u>5,300</u>
	エ 特殊なもの	(略)	<u>43,200</u>		エ 特殊なもの	(略)	<u>41,600</u>
	(4) PCB 試験				(4) PCB 試験		
	ア 定性分析	(略)	<u>27,500</u>		ア 定性分析	(略)	<u>26,500</u>
	イ 定量分析	(略)	<u>43,200</u>		イ 定量分析	(略)	<u>41,600</u>
8 食品等の衛生	(1) 食品の製造用水の水質試験			8 食品等の衛生	(1) 食品の製造用水の水質試験		
	ア 一般理化学試験	(略)	<u>10,400</u>		ア 一般理化学試験	(略)	<u>10,100</u>

生試験	イ 精密理化学試験	(略)	<u>39,600</u>
	ウ 細菌学的試験		
	(ア) (略)	(略)	(略)
	(イ) 大腸菌群試験	(略)	<u>2,900</u>
	(2) 食品の一般的試験		
	ア 定性分析		
	(ア) 簡易なもの	(略)	<u>910</u>
	(イ) 複雑なもの	(略)	<u>3,900</u>
	イ 定量分析		
	(ア) 簡易なもの	(略)	<u>1,400</u>
	(イ) 複雑なもの	(略)	<u>4,700</u>
	(3) 残留農薬試験		
	ア 有機塩素系農薬	5項目まで	<u>13,400</u>
		5項目を超え1項目増 すごとに	<u>1,600</u>
	イ 有機リン系農薬	5項目まで	<u>21,100</u>
	5項目を超え1項目増 すごとに	<u>1,600</u>	
(4) PCB試験	(略)	<u>41,900</u>	
(5) 食品中の毒素試験			
ア 簡易なもの	(略)	<u>9,300</u>	
イ 複雑なもの	(略)	<u>13,300</u>	

生試験	イ 精密理化学試験	(略)	<u>38,200</u>
	ウ 細菌学的試験		
	(ア) (略)	(略)	(略)
	(イ) 大腸菌群試験	(略)	<u>2,800</u>
	(2) 食品の一般的試験		
	ア 定性分析		
	(ア) 簡易なもの	(略)	<u>900</u>
	(イ) 複雑なもの	(略)	<u>3,800</u>
	イ 定量分析		
	(ア) 簡易なもの	(略)	<u>1,300</u>
	(イ) 複雑なもの	(略)	<u>4,500</u>
	(3) 残留農薬試験		
	ア 有機塩素系農薬	5項目まで	<u>12,900</u>
		5項目を超え1項目増 すごとに	<u>1,500</u>
	イ 有機リン系農薬	5項目まで	<u>20,300</u>
	5項目を超え1項目増 すごとに	<u>1,500</u>	
(4) PCB試験	(略)	<u>40,400</u>	
(5) 食品中の毒素試験			
ア 簡易なもの	(略)	<u>8,900</u>	
イ 複雑なもの	(略)	<u>12,900</u>	

(6) 乳及び乳製品の試験				(6) 乳及び乳製品の試験			
ア (略)	(略)	(略)		ア (略)	(略)	(略)	
イ 乳の成分規格試験	(略)	<u>5,700</u>		イ 乳の成分規格試験	(略)	<u>5,500</u>	
ウ 乳の異種脂肪試験	(略)	<u>8,700</u>		ウ 乳の異種脂肪試験	(略)	<u>8,300</u>	
(7) 食品中の残留抗生物質試験及び残留抗菌物質試験				(7) 食品中の残留抗生物質試験及び残留抗菌物質試験			
ア 残留抗生物質試験	3項目まで	<u>8,100</u>		ア 残留抗生物質試験	3項目まで	<u>7,800</u>	
イ 残留抗菌物質試験	3項目まで	<u>20,400</u>		イ 残留抗菌物質試験	3項目まで	<u>19,700</u>	
(8) 添加物、器具、用具、包装、おもちゃ等の規格試験				(8) 添加物、器具、用具、包装、おもちゃ等の規格試験			
ア (略)	(略)	(略)		ア (略)	(略)	(略)	
イ 複雑なもの	(略)	<u>3,400</u>		イ 複雑なもの	(略)	<u>3,300</u>	
(9) 細菌学的試験				(9) 細菌学的試験			
ア 一般細菌数試験	(略)	<u>720</u>		ア 一般細菌数試験	(略)	<u>700</u>	
イ (略)	(略)	(略)		イ (略)	(略)	(略)	

	ウ 大腸菌群数試験 (略)	(略)	<u>1,500</u>		ウ 大腸菌群数試験 (略)	(略)	<u>1,400</u>
	エ・オ (略)	(略)	(略)		エ・オ (略)	(略)	(略)
	カ 乳酸菌数試験 (略)	(略)	<u>1,900</u>		カ 乳酸菌数試験 (略)	(略)	<u>1,800</u>
	キ (略)	(略)	(略)		キ (略)	(略)	(略)
9 家庭用品の基準試験	家庭用品の基準試験			9 家庭用品の基準試験	家庭用品の基準試験		
	ア 簡易なもの (略)	(略)	750		ア 簡易なもの (略)	(略)	720
	イ 複雑なもの (略)	(略)	3,800		イ 複雑なもの (略)	(略)	3,700
	ウ 特に複雑なもの (略)	(略)	8,600		ウ 特に複雑なもの (略)	(略)	8,300
10 飲食物の栄養分析試験	(1) 栄養分析 (略)	(略)	11,000	10 飲食物の栄養分析試験	(1) 栄養分析 (略)	(略)	10,600
	(2) ビタミン定量分析 (略)	(略)	7,000		(2) ビタミン定量分析 (略)	(略)	6,800
11 温泉水及び鉱泉水の分析試験	(1) 鉱泉小分析試験 (略)	(略)	11,300	11 温泉水及び鉱泉水の分析試験	(1) 鉱泉小分析試験 (略)	(略)	10,900
	(2) 鉱泉分析試験 (略)	(略)	66,200		(2) 鉱泉分析試験 (略)	(略)	63,800
	(3) 放射能泉分析試験 (略)	(略)	22,300		(3) 放射能泉分析試験 (略)	(略)	21,500
12 医薬品の試験	(1) 医薬品の試験			12 医薬品の試験	(1) 医薬品の試験		

薬品 等の 試験	ア	薬局方適否試験	(略)	7,100	薬品 等の 試験	ア	薬局方適否試験	(略)	6,800	
	イ	成分規格等適否 試験	(略)	6,900		イ	成分規格等適否 試験	(略)	6,600	
	ウ	特定成分の定性 分析	(略)	4,700		ウ	特定成分の定性 分析	(略)	4,500	
	エ	特定成分の定量 分析	(略)	7,000		エ	特定成分の定量 分析	(略)	6,800	
	(2) 医薬部外品、化粧品、医療用具等の試験						(2) 医薬部外品、化粧品、医療用具等の試験			
	ア	成分規格適否試験	(略)	6,900		ア	成分規格適否試験	(略)	6,700	
	イ	特定成分の定性 分析	(略)	4,700		イ	特定成分の定性 分析	(略)	4,500	
	ウ	特定成分の定量 分析	(略)	7,000		ウ	特定成分の定量 分析	(略)	6,800	
	(3) 毒物及び劇物の試験						(3) 毒物及び劇物の試験			
	ア	基準適否試験	(略)	7,100		ア	基準適否試験	(略)	6,800	
	イ	定性分析	(略)	5,000		イ	定性分析	(略)	4,800	
	ウ	定量分析	(略)	7,300		ウ	定量分析	(略)	7,100	
	(4) 生物学的試験						(4) 生物学的試験			

	ア 無菌試験	(略)	4,500
	イ その他の試験	(略)	2,900
(略)			

備考 (略)

別表第2 (第2条関係)

適用対象者	検査の種類	使用料等の額	
		単位	料金
防疫関係検査 (1)～(4) (略)	(略)		

	ア 無菌試験	(略)	4,300
	イ その他の試験	(略)	2,800
(略)			

備考 (略)

別表第2 (第2条関係)

適用対象者	検査の種類	使用料等の額	
		単位	料金
1 防疫関係検査 (1)～(4) (略)	(略)		
2 結核関係検査 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2に規定する定期の健康診断の受診者	エックス線検査(間接撮影)	1件	健康保険法の規定による算定方法により算定した額の100分の71(実費等に係る部分については、10分の10)に相当する額に100分の110を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上

	(2) (1)に準じて随時に行う健康診断の受診者			げる。)
--	--------------------------	--	--	------

(新潟県立職業能力開発校条例の一部改正)

第4条 新潟県立職業能力開発校条例(昭和44年新潟県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(受講料)</p> <p>第15条 短期課程の普通職業訓練(在職者を対象とするものに限る。)又は普通職業訓練以外の職業訓練で規則で定めるものを受ける訓練生は、<u>4,700円</u>以内の額で規則で定める額の受講料を納めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄宿料)</p> <p>第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額<u>3,500円</u>以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(受講料)</p> <p>第15条 短期課程の普通職業訓練(在職者を対象とするものに限る。)又は普通職業訓練以外の職業訓練で規則で定めるものを受ける訓練生は、<u>3,900円</u>以内の額で規則で定める額の受講料を納めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄宿料)</p> <p>第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額<u>3,080円</u>以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

(新潟県少年自然の家条例の一部改正)

第5条 新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(使用料)				(使用料)			
第5条 少年自然の家を使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。				第5条 少年自然の家を第2条に掲げる事業以外の目的に使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。			
<u>(使用料の免除)</u>							
第5条の2 知事は、必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。							
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区 分		単 位	使用料	区 分		単 位	使用料
宿泊室	学齢に達しない者	(略)	500円	宿泊室	(略)	1,550円	
	小学生及び中学生		500円				
	高校生等		500円				
	その他		1,560円				
体育館		(略)	2,130円	体育館		(略)	2,110円
多目的ホール			1,000円	多目的ホール			990円

大研修室	1,150円	大研修室	1,140円
中研修室	790円	中研修室	780円
小研修室	570円	小研修室	560円
和室研修室	1,140円	和室研修室	1,130円
工作室	1,550円	工作室	1,540円
野外活動支援棟研修室	570円	野外活動支援棟研修室	560円
備考		備考 <u>日帰りで使用する場合は使用時間は、午前9時から午後4時までとする。</u>	
<p>1 <u>「小学生」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。</u></p> <p>2 <u>「中学生」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。</u></p> <p>3 <u>「高校生等」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに15歳以上18歳未満の者（中学生を除く。）をいう。</u></p> <p>4 <u>日帰りで使用する場合は使用時間は、午前9時から午後4時までとする。</u></p>			

(新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p>

(1) 法第10条第1項の規定により第1種動物取扱業の登録を受けようとする者	第1種動物取扱業登録申請手数料	1件につき <u>1万5,100円</u> (同一の敷地内において営もうとする数種の第1種動物取扱業に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)	(1) 法第10条第1項の規定により第1種動物取扱業の登録を受けようとする者	第1種動物取扱業登録申請手数料	1件につき <u>1万5,000円</u> (同一の敷地内において営もうとする数種の第1種動物取扱業に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)
(2) 法第13条第1項の規定により第1種動物取扱業の登録の更新を受けようとする者	第1種動物取扱業登録更新申請手数料	1件につき <u>1万5,100円</u> (同一の敷地内において営もうとする数種の第1種動物取扱業に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)	(2) 法第13条第1項の規定により第1種動物取扱業の登録の更新を受けようとする者	第1種動物取扱業登録更新申請手数料	1件につき <u>1万5,000円</u> (同一の敷地内において営もうとする数種の第1種動物取扱業に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)
(3)～(5) (略)			(3)～(5) (略)		
(6) 法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを申請する者	犬又は猫の引取手数料	<u>1頭につき2,500円</u> 。ただし、 <u>生後90日以内の犬又は猫は、1頭につき500円</u> とする。	(6) 法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを申請する者	犬又は猫の引取手数料	<u>1匹につき1,630円</u> 。ただし、 <u>子犬又は子猫は、10匹までは1,630円とし、10匹を超える場合は3,260円</u> とする。

<p>(7) 第14条第1項の規 犬の返還手数料 <u>1頭</u>につき5,270円 定により抑留された 飼い犬の返還を受け ようとする者</p> <p>2 (略)</p>	<p>(7) 第14条第1項の規 犬の返還手数料 <u>1匹</u>につき5,270円 定により抑留された 飼い犬の返還を受け ようとする者</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(新潟県農業大学校条例の一部改正)

第7条 新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 (略)</p> <p><u>(寄宿料)</u></p> <p>第8条の2 <u>寄宿舍に入舎している者は、月額1,980円の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</u></p> <p><u>2 この条の規定により寄宿料を納めなければならない者から申出のあつた場合及び3月分の寄宿料を徴収する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、納付期限前であつても寄宿料を徴収することができる。</u></p> <p><u>3 月の中途において入舎し、又は退舎した者は、当該月分の寄宿料を納めなければならない。</u></p> <p>別表（第10条、第12条関係）</p>	<p>第8条 (略)</p> <p>別表（第10条、第12条関係）</p>

施設名	使用時間等	使用料 (円)	備考
大 研 修 室	午 前	4,580	
	午 後	6,100	
	夜 間	5,340	
	全 日	14,410	
小 研 修 室	午 前	2,150	
	午 後	2,870	
	夜 間	2,510	
	全 日	6,780	
調 理 実 習 室	午 前	3,190	
	午 後	4,020	
	夜 間	3,600	
	全 日	9,730	
農 産 加 工 室	午 前	3,190	
	午 後	4,020	
	夜 間	3,600	
	全 日	9,730	
畜 産 加 工 室	午 前	3,190	
	午 後	4,020	
	夜 間	3,600	
	全 日	9,730	
	午 前	3,190	

施設名	使用時間等	使用料 (円)	備考
大 研 修 室	午 前	4,250	
	午 後	5,660	
	夜 間	4,960	
	全 日	13,380	
小 研 修 室	午 前	1,770	
	午 後	2,360	
	夜 間	2,070	
	全 日	5,580	
調 理 実 習 室	午 前	2,780	
	午 後	3,470	
	夜 間	3,130	
	全 日	8,440	
農 産 加 工 室	午 前	2,780	
	午 後	3,470	
	夜 間	3,130	
	全 日	8,440	
畜 産 加 工 室	午 前	2,780	
	午 後	3,470	
	夜 間	3,130	
	全 日	8,440	
	午 前	2,780	

乳製品加工室	午後	4,020	乳製品加工室	午後	3,470
	夜間	3,600		夜間	3,130
	全日	9,730		全日	8,440
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

(新潟県立生涯学習推進センター条例の一部改正)

第8条 新潟県立生涯学習推進センター条例（平成4年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動後別表」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
(使用料)	(使用料)
第5条 センターのホール又は大研修室の使用者は別表第1に掲げる使用料を、付属装置の使用者は別表第2に掲げる使用料を納めなければならない。	第5条 <u>第3条第2項の規定による</u> センターのホール又は大研修室の使用の許可を受けた者は、 <u>別表に掲げる使用料</u> （以下「使用料」という。）を納めなければならない。
別表第1 （第5条関係）	別表 （第5条関係）
使 用 料	使 用 料

区 分	午前 9 時 30 分から 午後 零 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	(略)
ホール	3,600円	4,800円	(略)
(略)			
備考 (略)			

別表第 2 (第 5 条関係)

区 分	単 位	使用料
オーバーヘッドカメラ	1 台	2,140円
プロジェクター	1 台	690円
ビデオ一体型ディー・ブイ・ ディー・デッキ	1 台	1,050円
ワイヤレスマイク	1 本	1,470円
有線マイク	1 本	980円

備考 使用料は、午前 9 時 30 分から午後 零 時 30 分まで、午後 1 時から午後 5 時まで、午後 5 時から午後 7 時までを各 1 回とした額である。

(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)

第 9 条 新潟県介護保険法関係手数料条例(平成10年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表(第 2 条関係)	別表(第 2 条関係)

手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
1 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	(略)	
	介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料	1件につき <u>11,800円</u>
(略)		
3 法第69条の7第1項又は第5項の規定により介護支援専門員証の交付を受けようとする者	介護支援専門員証交付手数料	1件につき <u>2,100円</u>
4 法第69条の8第1項の規定により介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者	介護支援専門員証有効期間更新申請手数料	1件につき <u>2,100円</u>
(略)		
6 法第70条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者 (1) 次号に掲げる場合以外の場合 (2) (略)	指定居宅サービス事業者指定手数料	1件につき <u>28,000円</u>
		(略)
(略)		
8 法第70条の3第1項の規定により特定施設入居者生活介護に	指定居宅サービス事業者指定変	1件につき <u>17,800円</u>

手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
1 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	(略)	
	介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料	1件につき <u>8,000円</u>
(略)		
3 法第69条の7第1項又は第5項の規定により介護支援専門員証の交付を受けようとする者	介護支援専門員証交付手数料	1件につき <u>2,000円</u>
4 法第69条の8第1項の規定により介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者	介護支援専門員証有効期間更新申請手数料	1件につき <u>2,000円</u>
(略)		
6 法第70条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者 (1) 次号に掲げる場合以外の場合 (2) (略)	指定居宅サービス事業者指定手数料	1件につき <u>24,700円</u>
		(略)
(略)		
8 法第70条の3第1項の規定により特定施設入居者生活介護に	指定居宅サービス事業者指定変	1件につき <u>17,200円</u>

係る法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の変更（利用定員を増加しようとするものに限る。）を受けようとする者	更手数料		係る法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の変更（利用定員を増加しようとするものに限る。）を受けようとする者	更手数料	
(略)			(略)		
12 法第94条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者	介護老人保健施設変更許可手数料	1件につき <u>33,800円</u>	12 法第94条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者	介護老人保健施設変更許可手数料	1件につき <u>32,600円</u>
(略)			(略)		
15 法第107条第2項の規定により介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者	介護医療院変更許可手数料	1件につき <u>33,800円</u>	15 法第107条第2項の規定により介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者	介護医療院変更許可手数料	1件につき <u>32,600円</u>
(略)			(略)		
19 法第115条の2第1項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者（介護予防サービス事業と居宅サービス事業を同一の事業所において規則で定めるところによ	指定介護予防サービス事業者指定手数料		19 法第115条の2第1項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者（介護予防サービス事業と居宅サービス事業を同一の事業所において規則で定めるところによ	指定介護予防サービス事業者指定手数料	

り一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者を除く。)				り一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者を除く。)			
(1) 次号に掲げる場合以外の場合		1 件につき	<u>28,000円</u>	(1) 次号に掲げる場合以外の場合		1 件につき	<u>24,700円</u>
(2) (略)		(略)		(2) (略)		(略)	
(略)				(略)			
22 省令第113条の23第1項の規定により介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者	介護支援専門員証書換え交付手数料	1 件につき	<u>2,100円</u>	22 省令第113条の23第1項の規定により介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者	介護支援専門員証書換え交付手数料	1 件につき	<u>2,000円</u>
23 省令第113条の25第1項の規定により介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	介護支援専門員証再交付手数料	1 件につき	<u>2,100円</u>	23 省令第113条の25第1項の規定により介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	介護支援専門員証再交付手数料	1 件につき	<u>2,000円</u>
備考 (略)				備考 (略)			

(新潟県クリーニング業法施行条例の一部改正)

第10条 新潟県クリーニング業法施行条例（平成11年新潟県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第7条 次の各号に掲げる者は、1件につきそれぞれ当該各号に定める	第7条 次の各号に掲げる者は、1件につきそれぞれ当該各号に定める

名称及び額の手数料を納めなければならない。				名称及び額の手数料を納めなければならない。			
(1)	(略)			(1)	(略)		
(2)	法第6条の規定によりクリーニング師の免許を受けようとする者	クリーニング師 免許手数料	5,700円	(2)	法第6条の規定によりクリーニング師の免許を受けようとする者	クリーニング師 免許手数料	5,600円
(3)	法第7条第1項の規定によりクリーニング師の試験を受けようとする者	クリーニング師 試験手数料	8,600円	(3)	法第7条第1項の規定によりクリーニング師の試験を受けようとする者	クリーニング師 試験手数料	7,500円
(4)	政令第1条第2項の規定によりクリーニング師免許証の訂正を受けようとする者	クリーニング師 免許証訂正手数料	3,100円	(4)	政令第1条第2項の規定によりクリーニング師免許証の訂正を受けようとする者	クリーニング師 免許証訂正手数料	2,900円
(5)	(略)			(5)	(略)		
2～4	(略)			2～4	(略)		

(新潟県手数料条例の一部改正)

第11条 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) 県民生活・環境部関係					(2) 県民生活・環境部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額

(略)				
7	温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	温泉土地掘削許可申請手数料		1件につき <u>132,800円</u>
(略)				
9	温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉土地掘削のための施設等変更許可申請手数料		1件につき <u>25,200円</u>
10	温泉法第11条第1項の規定に基づく湧出路の増掘の許可の申請に対する審査	温泉湧出路増掘許可申請手数料		1件につき <u>123,300円</u>
11	温泉法第11条第1項の規定に基づく動力	温泉動力装置		1件につき <u>111,000円</u>

(略)				
7	温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	温泉土地掘削許可申請手数料		1件につき <u>130,100円</u>
(略)				
9	温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉土地掘削のための施設等変更許可申請手数料		1件につき <u>24,000円</u>
10	温泉法第11条第1項の規定に基づく湧出路の増掘の許可の申請に対する審査	温泉湧出路増掘許可申請手数料		1件につき <u>120,100円</u>
11	温泉法第11条第1項の規定に基づく動力	温泉動力装置		1件につき <u>110,100円</u>

	の装置の許可の申請 に対する審査	許可申 請手数料		
(略)				
13	温泉法第11条第2項 において準用する第 7条の2第1項の規 定に基づく湧出路の 増掘のための施設等 の変更の許可の申請 に対する審査	温泉湧 出路増 掘のた めの施 設等変 更許可 申請手 数料		1件につき <u>25,200円</u>
13の 2	温泉法第14条の2第 1項の規定に基づく 温泉の採取の許可の 申請に対する審査	温泉採 取許可 申請手 数料		1件につき <u>35,900円</u>
(略)				
14	温泉法第15条第1項 の規定に基づく温泉 の利用の許可の申請 に対する審査	温泉利 用許可 申請手 数料		1件につき <u>36,300円</u>
(略)				

	の装置の許可の申請 に対する審査	許可申 請手数料		
(略)				
13	温泉法第11条第2項 において準用する第 7条の2第1項の規 定に基づく湧出路の 増掘のための施設等 の変更の許可の申請 に対する審査	温泉湧 出路増 掘のた めの施 設等変 更許可 申請手 数料		1件につき <u>24,000円</u>
13の 2	温泉法第14条の2第 1項の規定に基づく 温泉の採取の許可の 申請に対する審査	温泉採 取許可 申請手 数料		1件につき <u>35,000円</u>
(略)				
14	温泉法第15条第1項 の規定に基づく温泉 の利用の許可の申請 に対する審査	温泉利 用許可 申請手 数料		1件につき <u>35,000円</u>
(略)				

(2)の2 (略)

(3) 福祉保健部関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
1の2	保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修手数料	(1) 戒告処分を受けた者に係るもの (2) その他の者に係るもの	1件につき <u>47,000円</u> 1件につき <u>83,500円</u>
(略)				
22	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所登録申請手数料		1件につき <u>81,700円</u>
23	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書	衛生検査所登録証明書書換え交付		1件につき <u>8,300円</u>

(2)の2 (略)

(3) 福祉保健部関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
1の2	保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修手数料	(1) 戒告処分を受けた者に係るもの (2) その他の者に係るもの	1件につき <u>45,000円</u> 1件につき <u>81,000円</u>
(略)				
22	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所登録申請手数料		1件につき <u>80,000円</u>
23	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書	衛生検査所登録証明書書換え交付		1件につき <u>8,200円</u>

	換え交付	手数料		
24	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料		1件につき <u>8,300円</u>
25	臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料		1件につき <u>61,500円</u>
25の2	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づく ^{かくたん} 喀痰吸引等業務の登録	^{かくたん} 喀痰吸引等業務登録手数料	(1) ^{かくたん} 喀痰吸引等業務の登録を受けている者が当該登録に係る事業所と同一の名称及び所在地の事業所について登録を受ける	1件につき <u>1,600円</u>

	換え交付	手数料		
24	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料		1件につき <u>8,200円</u>
25	臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料		1件につき <u>61,000円</u>
25の2	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づく ^{かくたん} 喀痰吸引等業務の登録	^{かくたん} 喀痰吸引等業務登録手数料	(1) ^{かくたん} 喀痰吸引等業務の登録を受けている者が当該登録に係る事業所と同一の名称及び所在地の事業所について登録を受ける	1件につき <u>1,500円</u>

			場合					場合			
			(2) その他の場合	1 件につき				(2) その他の場合	1 件につき		
			合	<u>3,200円</u>				合	<u>3,000円</u>		
25の 3	社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付	認定特定行為業務従事者認定証交付手数料	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条の表に掲げる第3号研修の課程に応じて行うことができる特定行為(以下「第3号特定行為」という。)について認定特定行為業務従事者認定証の交付を受け	1 件につき	<u>1,300円</u>	25の 3	社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付	認定特定行為業務従事者認定証交付手数料	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条の表に掲げる第3号研修の課程に応じて行うことができる特定行為(以下「第3号特定行為」という。)について認定特定行為業務従事者認定証の交付を受け	1 件につき	<u>1,200円</u>

			ている者が当該第3号特定行為以外の第3号特定行為について認定証の交付を受ける場合				ている者が当該第3号特定行為以外の第3号特定行為について認定証の交付を受ける場合		
			(2) その他の場合	1件につき <u>1,600円</u>			(2) その他の場合	1件につき <u>1,500円</u>	
25の4	社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく特定行為業務の登録	特定行為業務登録手数料	(1) 特定行為業務の登録を受けている者が当該登録に係る事業所と同一の名称及び所在地の事業所について登録を受ける場合	1件につき <u>1,600円</u>	25の4	社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく特定行為業務の登録	特定行為業務登録手数料	(1) 特定行為業務の登録を受けている者が当該登録に係る事業所と同一の名称及び所在地の事業所について登録を受ける場合	1件につき <u>1,500円</u>
			(2) その他の場合	1件につき <u>3,200円</u>				(2) その他の場合	1件につき <u>3,000円</u>
25の	社会福祉士及び介護	認定特		1件につき	25の	社会福祉士及び介護	認定特		1件につき

5	福祉士法施行規則附則第8条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の再交付	定行為業務従事者認定証再交付手数料		<u>1,100円</u>
(略)				
38	と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料		1件につき <u>23,300円</u>
39	と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料		1件につき <u>10,200円</u>
(略)				
51	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年	食鳥処理事業許可申		1件につき <u>19,200円</u>

5	福祉士法施行規則附則第8条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の再交付	定行為業務従事者認定証再交付手数料		<u>1,000円</u>
(略)				
38	と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料		1件につき <u>22,000円</u>
39	と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料		1件につき <u>10,000円</u>
(略)				
51	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年	食鳥処理事業許可申		1件につき <u>19,000円</u>

	法律第70号) 第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	請手数料		
(略)				
54	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料		1件につき <u>6,000円</u>
55	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料		1件につき <u>2,400円</u>
(4)・(4)の2 (略)				
(5) 農林水産部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
8	家畜保健衛生所法	牛受精	(1) 過剰排卵処	1件につき

	法律第70号) 第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	請手数料		
(略)				
54	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料		1件につき <u>5,500円</u>
55	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料		1件につき <u>2,300円</u>
(4)・(4)の2 (略)				
(5) 農林水産部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
8	家畜保健衛生所法	牛受精	(1) 過剰排卵処	1件につき

	(昭和25年法律第12号) 第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	卵移植	置	10,700円
		手数料	(2) 受精卵の採取	1件につき 12,000円
			(3) 受精卵の凍結保存	1件につき 5,600円
			(略)	
(略)				
15	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	家畜検査手数料	(略)	
			(9) 牛の伝達性海綿状脳症検査 ア 検査した死亡牛の焼却をしない場合 イ 検査した死亡牛の焼却をする場合	1件につき 6,000円 1件につき 35,000円
			(10) 豚のオースキー病検査	1件につき 800円

	(昭和25年法律第12号) 第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	卵移植	置	10,300円
		手数料	(2) 受精卵の採取	1件につき 11,300円
			(3) 受精卵の凍結保存	1件につき 5,500円
			(略)	
(略)				
15	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	家畜検査手数料	(略)	
			(9) 牛の伝達性海綿状脳症検査 ア 検査した死亡牛の焼却をしない場合 イ 検査した死亡牛の焼却をする場合	1件につき 4,500円 1件につき 33,100円
			(10) 豚のオースキー病検査	1件につき 750円

(略)

(6)～(7) (略)

(8) 選挙管理委員会関係

	対象となる事務	名 称	区 分	金 額
1	政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	(略)	
			(2) フロッピーディスクに複写する場合	フロッピーディスク1枚につき、 <u>90円</u> に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
			(3) シー・ディー・アールに複写する場合	シー・ディー・アール1枚につき、 <u>220円</u> に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(略)

(6)～(7) (略)

(8) 選挙管理委員会関係

	対象となる事務	名 称	区 分	金 額
1	政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	(略)	
			(2) フロッピーディスクに複写する場合	フロッピーディスク1枚につき <u>90円</u>
			(3) シー・ディー・アールに複写する場合	シー・ディー・アール1枚につき <u>220円</u>

2	政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	(略)		2	政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	(略)	
			(2) フロッピーディスクに複写する場合	フロッピーディスク1枚につき、 <u>90円</u> に収支報告書等1枚ごとに <u>10円</u> を加えた額				(2) フロッピーディスクに複写する場合	フロッピーディスク1枚につき <u>90円</u>
			(3) シー・ディー・アールに複写する場合	シー・ディー・アール1枚につき、 <u>220円</u> に収支報告書等1枚ごとに <u>10円</u> を加えた額				(3) シー・ディー・アールに複写する場合	シー・ディー・アール1枚につき <u>220円</u>
(9) (略)					(9) (略)				

(新潟県大麻取締法施行条例の一部改正)

第12条 新潟県大麻取締法施行条例（平成12年新潟県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第10条第5項の規定により大麻取扱者名簿の登録事項の変更を届け出る者 <u>3,600円</u></p> <p>(4) 法第10条第6項の規定により大麻取扱者免許証の再交付を申請する者 <u>3,800円</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第10条第5項の規定により大麻取扱者名簿の登録事項の変更を届け出る者 <u>3,400円</u></p> <p>(4) 法第10条第6項の規定により大麻取扱者免許証の再交付を申請する者 <u>3,600円</u></p> <p>2～4 (略)</p>

(新潟県覚せい剤取締法施行条例の一部改正)

第13条 新潟県覚せい剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請に対する審査に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請（覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者に係るものに限</p>	<p>(手数料)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請に対する審査に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請（覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者に係るものに限</p>

る。)をする者 2～5 (略)	3,600円	る。)をする者 2～5 (略)	3,500円
--------------------	--------	--------------------	--------

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第14条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(手数料) 第9条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手 数料を納めなければならない。 (1)～(7) (略) (8) 法第10条第1項の規定により免許証の再交付を申請する者 3,600円 (9) (略) 2～4 (略)	(手数料) 第9条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手 数料を納めなければならない。 (1)～(7) (略) (8) 法第10条第1項の規定により免許証の再交付を申請する者 3,500円 (9) (略) 2～4 (略)

(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

第15条 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成12年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表(第2条関係) 手数料を納めなければならない者 手数料の額	別表(第2条関係) 手数料を納めなければならない者 手数料の額

(略)	
4 医薬品（体外診断用医薬品を除く。次項から12の項までにおいて同じ。）、医薬部外品又は化粧品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）に係る法第12条第1項に規定する製造販売業の許可を受けようとする者 (1)～(4) (略) (5) 医薬部外品製造販売業許可（政令第20条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売に係るものに限る。） (6) 化粧品製造販売業許可	(略) 1件につき <u>59,000円</u> 1件につき <u>59,000円</u>
(略)	
6 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条第1項に規定する製造業の許可を受けようとする者 (1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可 (2)～(11) (略)	1件につき <u>88,500円</u> (略)
7 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法	

(略)	
4 医薬品（体外診断用医薬品を除く。次項から12の項までにおいて同じ。）、医薬部外品又は化粧品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）に係る法第12条第1項に規定する製造販売業の許可を受けようとする者 (1)～(4) (略) (5) 医薬部外品製造販売業許可（政令第20条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売に係るものに限る。） (6) 化粧品製造販売業許可	(略) 1件につき <u>58,500円</u> 1件につき <u>58,500円</u>
(略)	
6 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条第1項に規定する製造業の許可を受けようとする者 (1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可 (2)～(11) (略)	1件につき <u>88,100円</u> (略)
7 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法	

第13条第3項に規定する製造業の許可の更新を受けようとする者		第13条第3項に規定する製造業の許可の更新を受けようとする者	
(1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可の更新	1件につき <u>53,200円</u>	(1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可の更新	1件につき <u>51,800円</u>
(2)～(11) (略)	(略)	(2)～(11) (略)	(略)
(略)		(略)	
10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者		10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者	
(1) 無菌医薬品の製造に係る調査((3)に掲げるものを除く。)	1件につき <u>74,800円</u>	(1) 無菌医薬品の製造に係る調査((3)に掲げるものを除く。)	1件につき <u>73,400円</u>
(2) 無菌医薬品以外の医薬品の製造に係る調査((3)に掲げるものを除く。)	1件につき <u>47,800円</u>	(2) 無菌医薬品以外の医薬品の製造に係る調査((3)に掲げるものを除く。)	1件につき <u>46,800円</u>
(3) 医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査	1件につき <u>24,200円</u>	(3) 医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査	1件につき <u>23,700円</u>
(4) 無菌医薬部外品の製造に係る調査((6)に掲げるものを除く。)	1件につき <u>74,800円</u>	(4) 無菌医薬部外品の製造に係る調査((6)に掲げるものを除く。)	1件につき <u>73,400円</u>
(5) 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造に係る調査((6)に掲げるものを除く。)	1件につき <u>47,800円</u>	(5) 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造に係る調査((6)に掲げるものを除く。)	1件につき <u>46,800円</u>

<p>(6) 医薬部外品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 医薬品又は医薬部外品の試験検査並びに設計及び開発の管理のみを行うものに係る調査</p>	<p>1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>24,200円</u></p> <p>1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>24,200円</u></p>	<p>(6) 医薬部外品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 医薬品又は医薬部外品の試験検査並びに設計及び開発の管理のみを行うものに係る調査</p>	<p>1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>23,700円</u></p> <p>1 件につき</p> <p style="text-align: right;"><u>23,700円</u></p>
<p>11 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けた者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしている者に係る同項に規定する調査を受けようとする者</p> <p>(1) 医薬品の製造に係る調査（無菌医薬品の製造に係る調査（(2)に掲げるものを除く。）を含む場合に限る。）</p>	<p>次に掲げる額を合算した額を<u>157,200円</u>に加算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>420円</u>に医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査の品目数を乗じ</p>	<p>11 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けた者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしている者に係る同項に規定する調査を受けようとする者</p> <p>(1) 医薬品の製造に係る調査（無菌医薬品の製造に係る調査（(2)に掲げるものを除く。）を含む場合に限る。）</p>	<p>次に掲げる額を合算した額を<u>153,600円</u>に加算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>400円</u>に医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査の品目数を乗じ</p>

	て得た額		て得た額
(2) 医薬品の製造に係る調査（包装、表示又は保管のみを行う製造に係る調査のみを受ける場合に限る。）	420円に調査の品目数を乗じて得た額を59,900円に加算した額	(2) 医薬品の製造に係る調査（包装、表示又は保管のみを行う製造に係る調査のみを受ける場合に限る。）	400円に調査の品目数を乗じて得た額を57,900円に加算した額
(3) 医薬品の製造に係る調査（(1)及び(2)に規定する場合を除く。）	次に掲げる額を合算した額を109,400円に加算した額	(3) 医薬品の製造に係る調査（(1)及び(2)に規定する場合を除く。）	次に掲げる額を合算した額を106,700円に加算した額
	ア（略）		ア（略）
	イ 420円に医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査の品目数を乗じて得た額		イ 400円に医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査の品目数を乗じて得た額
(4) 医薬部外品の製造に係る調査（無菌医薬部外品の製造に係る調査（(5)に掲げるものを除く。）を含む場合に限る。）	次に掲げる額を合算した額を157,200円に加算した額	(4) 医薬部外品の製造に係る調査（無菌医薬部外品の製造に係る調査（(5)に掲げるものを除く。）を含む場合に限る。）	次に掲げる額を合算した額を153,600円に加算した額
	ア・イ（略）		ア・イ（略）
	ウ 420円に医薬部外品の製造の		ウ 400円に医薬部外品の製造の

	<p>うち包装、表示 又は保管のみを 行うものに係る 調査の品目数を 乗じて得た額</p> <p>(5) 医薬部外品の製造に係る調査（包装、 表示又は保管のみを行う製造に係る調査 のみを受ける場合に限る。）</p> <p>(6) 医薬部外品の製造に係る調査（(4)及 び(5)に規定する場合を除く。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>420円</u>に医薬 部外品の製造の うち包装、表示 又は保管のみを 行うものに係る 調査の品目数を 乗じて得た額</p>	<p>うち包装、表示 又は保管のみを 行うものに係る 調査の品目数を 乗じて得た額</p> <p>(5) 医薬部外品の製造に係る調査（包装、 表示又は保管のみを行う製造に係る調査 のみを受ける場合に限る。）</p> <p>(6) 医薬部外品の製造に係る調査（(4)及 び(5)に規定する場合を除く。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>400円</u>に医薬 部外品の製造の うち包装、表示 又は保管のみを 行うものに係る 調査の品目数を 乗じて得た額</p>	
(略)		(略)	
12の4 医療機器又は体外診断用医薬品に係	1件につき	12の4 医療機器又は体外診断用医薬品に係	1件につき

る法第23条の2の3第1項に規定する製造業の登録を受けようとする者		39,200円	る法第23条の2の3第1項に規定する製造業の登録を受けようとする者		38,000円
12の5 医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第23条の2の3第3項に規定する製造業の登録の更新を受けようとする者	1件につき	29,800円	12の5 医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第23条の2の3第3項に規定する製造業の登録の更新を受けようとする者	1件につき	29,000円
(略)			(略)		
25 法第40条の2第5項に規定する医療機器の修理区分の変更又は追加の許可を受けようとする者	1件につき	19,600円	25 法第40条の2第5項に規定する医療機器の修理区分の変更又は追加の許可を受けようとする者	1件につき	18,400円
(略)			(略)		

(新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部改正)

第16条 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例(平成12年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料)	(自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 法第6条第1項又は第3項(これらの規定を法第7条第2項(法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)に規定する保管場所標章の交付又は再交付を受けようとする者は、1件につき <u>600円</u> の手数料を納めなければならない。	2 法第6条第1項又は第3項(これらの規定を法第7条第2項(法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)に規定する保管場所標章の交付又は再交付を受けようとする者は、1件につき <u>500円</u> の手数料を納めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は、令和3年4月1日から施行する。
(新潟県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県港湾管理条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。
(新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 令和3年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第2条の規定による改正後の新潟県病院事業の設置等に関する条例(次項において「新条例」という。)第5条の3第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定の施行の日以後において転入学をした者に係る授業料の額は、新条例第5条の3第1項の規定にかかわらず、当該転入学をした者が属する学年の在学者に係る額と同額とする。
(新潟県立職業能力開発校条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の新潟県立職業能力開発校条例第18条第1項の規定は、施行日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。
(新潟県少年自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第5条の規定による改正後の新潟県少年自然の家条例第5条、第5条の2及び別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。
(新潟県立生涯学習推進センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 第8条の規定による改正後の新潟県立生涯学習推進センター条例第5条、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

